

株式会社 LASSIC 定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 LASSIC と称する。英文では LASSIC CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェア受託業務
2. 経営コンサルティング業務
3. システムコンサルティング業務
4. 人事研修事業
5. 国内外における生活、教育、旅行に関する業務代行及び支援業務
6. 国内外市場に関する調査、情報収集及び情報提供サービス業
7. 労働者派遣事業
8. 職業紹介事業
9. 営業請負業
10. 求人広告業
11. ソフトウェア開発・販売・保守メンテナンス及びリース・レンタル業務
12. 情報処理機器等事務用品機器のリース・レンタル業務
13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を鳥取県鳥取市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行する株式の総数は12,960,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年4月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定め有る場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故若しくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役 1 名以上を定め、そのうち 1 名を社長とする。

2 社長は、当社を代表し、当社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により、取締役の中から、取締役副社長を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

（取締役会の議事録）

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役に対する報酬）

第 29 条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任の一部免除）

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものは除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（員数）

第 31 条 監査役の員数は、5 名以内とする。

（選任の方法）

第 32 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任の一部免除)

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 4 月 30 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 44 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)

定款第 15 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置等) の新設は、当社が振替株式 (社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式) を発行している会社となった日をもって効力が生じるものとし、その効力の発生日をもって、本附則を削除する。

(附則) 平成 19 年 5 月 7 日一部改正。

(附則) 平成 20 年 10 月 30 日一部改正。

(附則) 平成 23 年 7 月 1 日一部改正。

(附則) 令和元年 7 月 17 日一部改訂

(附則) 令和 4 年 4 月 22 日一部改訂

(附則) 令和 4 年 6 月 27 日一部改訂

(附則) 令和 4 年 11 月 24 日一部改訂

(附則) 令和 5 年 2 月 13 日一部改訂

(附則) 令和 5 年 7 月 27 日一部改訂

(附則) 令和 6 年 7 月 26 日一部改訂

(附則) 令和 8 年 2 月 25 日一部改訂